

第2 高齢者に関すること

1 高齢者福祉サービス



(1) ひとり暮らしの方のためのサービス

ア. 「ひとり暮らし高齢者台帳」への登録

◆対象者

昼夜を通じてひとりで生活しており、家族などと接することがないため、地域の見守りが必要な65歳以上の在宅の高齢者。ただし、以下の場合には周囲の人によって安否の確認ができる環境ですので、該当しません。

- ① 経常的に働いている方
- ② 同一敷地内および隣接地に別棟で生活している家族などがおり、行き来がある方
- ③ 集合住宅の隣接部屋に生活している家族などがおり、行き来がある方

登録の内容は、近親者の連絡先等です。登録した方には、地区の民生委員などが訪問し、見守りを行います。また、登録の内容は緊急時の連絡などに活かしていきます。

◆申請方法

申請書に必要な事項を記入のうえ、提出してください。
(窓口にお越しになる方の本人確認ができる書類をご持参ください。)

◆申請場所

- ・本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曽川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

イ. 緊急連絡通報システム事業

病気や緊急時に、市が委託した業者の受付センターに通報される緊急通報装置を貸与して、高齢者の安否の確認と緊急時の迅速な対応をします。

また、不審な電話が掛かってきたときに、通報ボタンを押して受付センターに通報することもできます。

◆対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方等(病弱な高齢者世帯も含みます。)

◆内容

- ・電話回線を保有している方には緊急通報装置を貸与
- ・電話回線を保有していない方で、所得税非課税世帯の方には電話回線および緊

急通報装置を貸与

◆負担

設置工事費は原則無料。(工事によっては実費負担あり。)電話料金は本人負担です。

◆申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。(窓口にお越しになる方の本人確認ができる書類をご持参ください。)

ひとり暮らしの方は、「ひとり暮らし高齢者台帳」への登録が必要です。

◆申請場所

- ・本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

ウ. 配食サービス事業

ひとり暮らしの高齢者に対し、安否の確認を行いながら昼食を配達します。

◆対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方等(病弱な高齢者世帯も含みます。)で、調理が困難な方

◆内容

毎日(希望により特定の曜日のみも可)昼食を配達し、安否の確認を行います。

◆負担金

1食につき330円～570円(業者やメニューによって異なる)

◆申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。(窓口にお越しになる方の本人確認ができる書類をご持参ください。)

ひとり暮らしの方は、「ひとり暮らし高齢者台帳」への登録が必要です。

◆申請場所

- ・本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

エ. 日常生活用具給付事業

住宅用火災警報器、電磁調理器を給付し、安全な生活が営めるよう支援します。

◆対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方等(病弱な高齢者世帯も含みます。)
ただし、市民税非課税世帯に限ります。

◆負担金

無料

◆申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。(窓口にお越しになる方の本人確認ができる書類をご持参ください。)
ひとり暮らしの方は、「ひとり暮らし高齢者台帳」への登録が必要です。

◆申請場所

- ・本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

(2) ねたきりまたは認知症の高齢者のためのサービス

ア. ねたきり高齢者等見舞金支給事業

重度の介護が必要な方に対し、月額3,000円の見舞金を支給します。

◆対象者

介護保険で要介護4または5と認定された方。ただし、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院に入所中の方を除きます。

◆申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。
(窓口にお越しになる方の本人確認ができる書類をご持参ください。)
要介護4または5の認定期間中、申請書を提出した月分から見舞金を支給します。

◆支払方法

8・12・4月に、3か月前までの見舞金を本人名義の口座に振込み

◆申請場所

- ・本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆**問合せ先**

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

イ. 寝具洗濯乾燥事業

在宅でねたきりの高齢者、または、ひとり暮らしの方に年度に4回、寝具の洗濯乾燥および乾燥消毒をします。

◆**対象者**

おおむね65歳以上の在宅でねたきりの方、ひとり暮らしの方等

◆**申請方法**

申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。
(窓口にお越しになる方の本人確認ができる書類をご持参ください。)
ねたきりの方は「ねたきり高齢者台帳」、ひとり暮らしの方は「ひとり暮らし高齢者台帳」への登録が必要です。

◆**実施時期**

洗濯乾燥…6・12月 乾燥消毒…9・3月

◆**負担金**

無料

◆**申請場所**

- ・本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆**問合せ先**

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

ウ. 訪問理美容サービス事業

在宅でねたきりの高齢者に、2か月に1回利用できる訪問理美容利用券を交付します。

◆**対象者**

おおむね65歳以上の在宅でねたきりの方

◆**申請方法**

申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。(窓口にお越しになる方の本人確認ができる書類をご持参ください。)
「ねたきり高齢者台帳」への登録が必要です。

◆**負担金**

1回につき1,100円

◆申請場所

- ・本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

エ. 家族介護用品給付事業

重度の介護が必要な方を在宅で介護している家族等に、年度に6万円(半期で3万円ずつ)を限度として紙おむつなどの介護用品を支給します。

◆対象者

介護保険で要介護4または5と認定された方(市民税非課税世帯)を在宅で介護している家族等(市民税非課税世帯)

◆申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。(窓口にお越しになる方の本人確認ができる書類をご持参ください。)

◆給付方法

介護用品を自宅へ直接配送、または、介護用品を愛知県薬業協同組合に加盟している店で購入できる医薬品券の交付。

◆申請場所

- ・本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

オ. 認知症高齢者捜索支援サービス事業

認知症等の症状により道に迷う可能性のある高齢者を在宅で介護している家族等に対し、高齢者が行方不明となった場合、居場所を早期に発見することができるシステムを活用し、家族等が安心して介護できるよう支援します。

◆対象者

おおむね65歳以上の認知症等の症状により道に迷う可能性のある方を介護している家族等

◆負担金

オペレーターによる位置情報提供 月380円
ウェブサイトによる位置情報提供 月220円

◆申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。(窓口にお越しになる方の本人確認ができる書類をご持参ください。)

◆申請場所

- ・本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

カ. 認知症高齢者個人賠償責任保険事業

認知症状等がみられる方が、日常生活における偶発的な事故で法律上の賠償責任を負った場合、最大5億円を限度に被害者に支払うべきお金を補償する制度です。(保険料は全額市が負担します。)

◆対象者

オ. 認知症高齢者検索支援サービスを申請して端末機を利用している方

◆申請方法

オ. 認知症高齢者検索支援サービスの申請をしてください。
認知症高齢者個人賠償責任保険事業のみの申請はできません。

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

キ. 家族介護支援事業

介護をしている家族の方のための家族介護支援事業を実施します。

◆実施事業

事業名	内容
家庭介護教室	高齢者を在宅で介護している家族の方を対象に、介護方法や介護予防についての講習会を実施します。
認知症介護家族交流会	認知症の方を介護している介護者同士で知恵や工夫を情報交換するため交流会を実施しています。
認知症ケアラズカフェ	認知症の方と介護者などの交流、および認知症介護経験者による個別相談を実施しています。
認知症介護家族支援教室	認知症の方を介護している家族の方を対象に、介護についての学習会や個別相談を実施しています。

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課地域支援グループ) 電話28-9151(直通)

ク. 認知症初期集中支援推進事業

認知症の専門知識を持つ看護師・精神保健福祉士等がチームで、認知症または、その疑いのある方および家族を訪問し、困りごとをうかがい、一緒に解決策を考えます。また、必要に応じて認知症の専門知識を持つ医師の訪問も行います。

◆対象者

市内在住の40歳以上で、自宅で生活されており、かつ認知症が疑われる方や、認知症の方で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ①認知症疾患の診断を受けていない。
- ②認知症疾患の臨床診断を受けたが、医療サービス、介護サービスを受けていない、または中断している。
- ③何らかのサービスは受けているが、認知症による症状が強く、どのように対応したらよいか困っている。

◆問合せ先 認知症初期集中支援センターあんず 電話80-8262

ケ. 認知症地域支援推進員事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域で支えていくために、認知症の方やその家族の相談に応じ、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置しています。

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課地域支援グループ) 電話28-9151(直通)
一宮市地域包括支援センター(P34参照)

コ. 認知症ケアパス事業

認知症の症状、生活機能障害の状態により利用可能な介護サービス、相談機関、民間の支援などの社会資源を示した「認知症ケアパス(認知症支援ガイドブック)」の配布を行っています。

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課地域支援グループ) 電話28-9151(直通)

サ. 行方不明高齢者等検索メール配信事業

認知症の高齢者の方等が行方不明となった際、早期発見並びに事故の防止を目的として、事前にメールの配信登録をしている協力者に行方不明者の情報をメールで提供し、行方不明者の検索の協力を依頼します。

◆問合せ先

認知症高齢者に関すること

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課地域支援グループ) 電話28-9151(直通)

障害者に関すること

本庁舎2階28番窓口(福祉総務課福祉総合相談室) 電話28-9145(直通)

(3) その他の高齢者福祉サービス

ア. 「愛の杖」の給付

歩行が不自由な高齢者に杖を支給し、歩行や外出を支援します。

◆対象者

おおむね65歳以上の歩行が不自由な方

◆負担金

無料

◆申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。(窓口にお越しになる方の本人確認ができる書類をご持参ください。)

◆申請場所

- ・本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曽川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

イ. 福祉タクシー料金助成

満85歳以上の方に対し、利用券を年度に30枚交付します。普通タクシーまたはリフト付タクシーの初乗運賃が助成されます。年度途中で申請のあった方は、申請月以降の利用券を交付します。

なお、上記の福祉タクシー料金助成を受けており、かつ生活保護世帯または市民税所得割非課税世帯で、通院等で必要な方には、年度中に再度申請を受け付け、30枚交付します。

◆申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。(窓口にお越しになる方の本人確認ができる書類をご持参ください。)

◆申請場所

- ・本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曽川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

ウ. 難聴高齢者補聴器購入費助成

聴力機能の低下がみられる方の、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。

※補聴器を購入する前に申請が必要です。

◆**対象者** 下記のすべてに該当する方

- ①市内に住所を有する65歳以上で、市民税非課税世帯又は生活保護世帯の方
- ②両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する補装具費支給対象障害者等でないこと
- ③一宮市内の身体障害者福祉法第15条第1項に規定する聴覚障害の区分に指定された医師または、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医が、補聴器の装用が有用であると判断した方
- ④労働者災害補償保険法など他の法令による助成を受けていない方
- ⑤過去に本事業による助成を受けた場合は、以下2点を満たす必要があります。
 - ・当該助成の対象となった補聴器の購入日から起算して5年を経過している
 - ・当該補聴器が有用でない

◆**助成額**

購入費用の2分の1(左右どちらか1台のみ、上限3万円)

※助成の対象となる補聴器は管理医療機器認証を受けているものに限ります。

◆**申請に必要なもの**

- ・一宮市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書
- ・一宮市難聴高齢者補聴器購入費助成に係る意見書(医療機関が作成)
- ・購入する補聴器の見積書(意見書に基づいて作成されたもの)
- ・窓口にお越しになる方の本人確認ができる書類

◆**申請場所**

- ・本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

エ. **認知症サポーター養成事業**

認知症サポーターを養成する講座を開催しています。

◆**申請方法**

生涯学習出前講座「いちのみや出前一聴」にてお申し込みください。

◆**問合せ先**

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課地域支援グループ) 電話28-9151(直通)

(4) **ふれあい収集(P129にも記載有)**

毎日の生活から出る家庭ごみ(粗大ごみを除く)を、ごみ集積場所などへ自ら持ち出すことが困難な世帯を対象に、週1回収集職員が訪問し玄関先で一声かけて安否を確認した上で収集を行います。また、収集時に対象者に異常があった場合は、緊急連絡先等に連絡を取るなどの対応を行います。

◆対象世帯

次の世帯に該当する方のうち、自らごみを持ち出すことが困難で、身近な方の協力が得られない世帯。

- ・要介護認定を受けている65歳以上の高齢者のみの世帯
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者のみの世帯
- ・上記の高齢者及び障害者のみにより構成されている世帯

◆申請に必要なもの

世帯全員の介護保険被保険者証・各手帳(コピーでも可)

◆申請場所

- ・本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)
- ・本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ) 電話28-9017(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)
- ・各出張所

◆問合せ先

一宮市環境センター・収集業務課(収集・指導グループ)
電話45-7004(直通)・FAX45-0923

(5) 長寿のお祝い

ア. 金婚記念祝賀式

ご結婚された日から起算して満50年を迎えられるご夫婦に、金婚記念祝賀式(祝品を贈呈)を開催し、お祝いします。

◆対象者

当該年の1月1日現在、一宮市住民基本台帳に記録されている方で、引き続き市内に居住される予定の次の要件に該当するご夫婦。

1. ご結婚された日から起算して、当該年中に満50年を迎えられるご夫婦
2. すでに満50年を迎えられているものの、やむを得ない理由により申請していないご夫婦

◆申請方法

申請受付期間中に申請書に必要事項を記入のうえ、下記申請場所へ提出してください。

◆申請場所

- ・本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)
- ・各出張所

◆その他

申請受付期間は市広報にてお知らせします。

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

イ. 敬老会

9月第3月曜日の「敬老の日」を中心に、9月～10月に敬老会を実施し、多彩な催しが各連区および校区で開かれます。

◆対象者

一宮市住民基本台帳に記録されている方で、その年の12月31日までに満77歳以上になられる方。

◆その他

対象者には案内状(はがき)が送付されます。

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

(6) 生きがいと健康づくり

ア. 教養講座

安全で健康な明るい生活環境づくりの知識を習得するための講座を開催し、高齢者相互のふれあいを深めます。

◆期間

6月～翌年3月

◆対象者

おおむね65歳以上の方

◆会場

各地区公民館など

◆申し込み先

各地区の老人クラブ会長・町会長

◆その他

連区により開催期間、会場、申込先が異なりますのでご注意ください。

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

イ. 健康農園

農園を提供し、草花や野菜づくりなどで自然と親しむことにより、健康の保持と増進を図ります。

◆対象者

市内に居住する65歳以上の方

◆利用料

1区画1,800円/年

◆その他

募集は随時、下記申し込み先で受け付けていますが、空きの状況によりお待ちいただく場合もあります。

◆問合せ・申し込み先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

ウ. 伝承教育等講師派遣

知識と経験の豊富な高齢者を地域、学校等に講師として派遣し、高齢者の社会的役割を高め生きがいの向上を図ります。

○名簿への登録も随時受け付けています。

◆問合せ・申し込み先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

(7) あんしん介護予防事業

要介護状態にならないように介護予防事業を実施します。

①基本チェックリストによる元気応援高齢者の把握

特定健康診査または後期高齢者医療健康診査が未受診の71歳、74歳、77歳の方を対象に日常生活を送るための心身の機能が低下していないかを把握するため、市から3年おきに基本チェックリスト(問診票)を送付、回収します。なお、回収できなかった場合は、一部の方は看護師が訪問または電話にて基本チェックリストを実施します。

②生活機能の低下が認められる場合

基本チェックリストの結果、生活機能の低下があり、介護予防が必要な方(元気応援高齢者)には、以下の介護予防事業の参加をおすすめします。また、一部の元気応援高齢者には、地域包括支援センターが訪問または電話にて介護予防のアドバイスをを行います。

ア. 介護予防・生活支援サービス事業

(その他の事業はP12参照)

①短期予防訪問サービス

事業名	内容
いきいき訪問	自宅において専門職による相談指導を短期間で実施し、心身の機能維持・向上を目指します。

②短期介護予防サービス

事業名	内容
いちのみや元気塾	市の委託を受けた事業所にて、理学療法士などの専門職が、通所と訪問を組み合わせた総合的なプログラム(運動面・栄養面・口腔面・認知症予防など)を提供し、心身機能の維持・向上を目指します。

◆対象者

介護保険の要支援の認定を受けた方、もしくは基本チェックリストを実施した結果、事業対象者との判定を受けた方。

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課地域支援グループ) 電話28-9151(直通)

イ. 一般介護予防事業

事業名	内容
貯筋教室 (転倒予防体操)	満65歳以上の身体機能に衰えがあり、運動の機会が少ない方を対象に、手軽にできる体操を行います。
高齢者の栄養講座	満65歳以上の方を対象に、食事内容を振り返りながら、フレイル予防を目的としたバランスの良い食事を学ぶ講座です。
頭と体の体操教室	満65歳以上の方を対象として、計算など頭を使いながら、体操を行うことで、体を動かしながら脳を鍛えます。
口腔機能向上プログラム	認定歯科医院にて、口腔機能の向上の必要性についての教育、口腔清掃の自立支援、摂食・嚥下機能訓練を行います。
元気はつらつ介護予防フェスタ	介護予防をテーマにした川柳の募集と介護予防について体験しながら楽しく学ぶためのイベントを開催します。
介護予防サポーター育成講座	70歳までの方を対象に介護予防教室のボランティアを育成します。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域の団体や、サロン・おでかけ広場、地域ケア会議にリハビリ専門職等を派遣します。

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課地域支援グループ) 電話28-9151(直通)

(8) 地域包括支援センター

身近な地域で、高齢者のさまざまな相談を受け付け、心身の状態に合わせた支援を提供する総合的なサービス拠点です。

介護保険制度で要支援1、要支援2と認定された方、及び基本チェックリストの実施により事業対象者と判定された方の介護予防プランの作成(一部居宅介護支援事業所でも実施)を行います。

一宮市の福祉サービスの紹介、申請代行はもちろん地域のさまざまなサービスについても紹介いたします。

◆相談時間

面接・訪問などは、原則月曜日から金曜日(祝祭日を除く。)の9時から17時まで。

※虐待の通報など、緊急時の対応は24時間受け付けます。

◆相談員

保健師(看護師)、社会福祉士、主任ケアマネジャー

◆センター一覧

地域包括支援センター名	住 所	電 話	担当地区
やすらぎ	奥町字下口西72番地1	61-3350	神山・今伊勢町・奥町
コムネックスみづほ	木曾川町黒田字西沼52番地	86-5333	葉栗・北方町・木曾川町
アウン	浅井町尾関字同者165番地	51-1384	西成・浅井町
ちあき	千秋町塩尻字山王1番地	81-1711	向山・富士・丹陽町・千秋町
萩の里	萩原町東宮重字蓮原36番地1	67-3633	大和町・萩原町
泰玄会	小信中島字仁井西23番地1	61-8273	起・小信中島・三条大徳・朝日・開明
まちなか	松降1丁目2番18号 松降ビル4階	85-8672	宮西・貴船・大志

センターごとに担当する地区が決まっています。

◆相談料

無料

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課地域支援グループ) 電話28-9151(直通)

(9) 在宅医療・介護連携推進事業

「入院よりも住み慣れた家で療養したい。」「病気があっても、家族と過ごしたい。趣味などをあきらめず自分らしく生活したい。」そのような思いの方が、住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう、医療と介護の関係者の連携を進め、自宅にいながら医療を受けることができる地域づくりを行っています。

また、市民向けに出前講座や市民講演会による在宅医療についての普及啓発を行っています。

◆在宅医療に関する相談窓口

入院していない場合・・・かかりつけ医、高年福祉課、地域包括支援センター
入院している場合・・・病院主治医や医療相談室

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課地域支援グループ) 電話28-9151(直通)

(10) 生活支援体制整備事業

連区ごとの地域の実情を把握し、その課題に応じて、既存のサービスとのマッチング、地域住民やボランティア等が運営する通いの場や地域主体の生活支援を推進することにより、高齢者の在宅での生活を支えるサービス体制を整備します。

おでかけ広場

高齢者の通いの場となる「おでかけ広場」の認定・促進や、おでかけ広場の充実のための支援を行っています。

◆問合せ先

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課地域支援グループ) 電話28-9151(直通)

2 高齢者福祉施設

(1) 福祉施設

(2024.4.1 現在)

施設名	入浴時間	休館日	住所	電話 (0586)	
神山いきいきセンター	12:00～16:00	日・祝日 (敬老の日は開館)、 12/28～1/4	野口1-6-22 (いちのみや中央プラザ内)	45-7727	
奥いきいきセンター			奥町字八瀬割 28	46-1126	
萩原いきいきセンター			萩原町東宮重字蓮原 48	69-2200	
丹陽いこいの広場			多加木 3-5-11	24-7371	
千秋いこいの広場			千秋町佐野字下川田 48-1	81-1478	
葉栗いこいの広場			光明寺字畳手 37-1	78-5555	
時之島いこいの広場			時之島字杵先 8-1	52-0701	
浅井いこいの広場			浅井町前野字西藪 34	52-0800	
北方いこいの広場			北方町北方字新堤下 144	86-5101	
重吉いこいの広場			丹陽町重吉字北屋敷 380	76-7490	
木曾川西部いこいの広場	13:00～16:00	第1・3月曜日、 12/28～1/4	木曾川町里小牧字道路寺 45	87-5433	
開明いこいの広場	/		開明字神明郭 4	45-6711	
浅野いこいの広場			浅野字八剣 67-1	77-4840	
木曾川いこいの広場			木曾川町黒田字北野黒 165	86-6700	
ますみいこいの広場			真清田 1-2-30 (スポーツ文化センター内)	71-1717	
三条つどいの里			月(祝日は開館)、 祝日の翌日 (土・日は開館)、 12/28～1/4	三条字賀 11-1	64-2021
朝日西つどいの里				上祖父江字下り江 8-1	69-6800
起つどいの里				起字西茜屋 469-3	61-8200
小信中島つどいの里				小信中島字中平 5	61-4110
玉野つどいの里				玉野字瀏ヶ巻 2	69-7500
木曾川いきいきセンター		12:00～16:00	月(祝日は開館)、 祝日の翌日 (土・日・祝は開館)、 12/28～1/4	木曾川町門間字沼間 35	86-9410

- ・開館時間は午前9時から午後5時まで
- ・入浴時間は変更する場合があります。

◆**利用対象者**

市内在住の60歳以上の方。ただし、つどいの里は年齢制限なし。

◆**利用方法**

個人の場合

- ・健康保険証・運転免許証などの本人確認ができるものを持参のうえ、施設にて使用券の交付を事前に受け、利用時に使用券を提示してください。（つどいの里を除く。）使用券は利用する施設共通です。

集会室などを団体利用する場合

- ・利用日の3か月前から7日前までに申請し、許可書の交付を受け、利用時に施設窓口に提示してください。

◆**利用料金** 無料 ※ただし、浴室利用は1人1回100円

◆**問合せ先**

本庁舎2階27番窓口(高年福祉課在宅福祉グループ) 電話28-9021(直通)

(2) **シルバー人材センター**

原則60歳以上の方に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を確保し、提供しています。

◆**所在地**

(公社)一宮市シルバー人材センター

一宮市音羽1丁目5番17号 ききょう会館(3階)内 電話71-0105

(公社)一宮市シルバー人材センター 尾西支部

一宮市東五城字備前12番地 尾西高齢者作業センター内
電話62-9771

(公社)一宮市シルバー人材センター 木曾川支部

一宮市木曾川町黒田字西沼51番地 高齢者生きがいセンター内
電話86-1802

◆**仕事の内容**

- 庭木の剪定、ペンキ塗り、大工仕事、ふすま・障子・網戸張り等技術的な仕事
- 宛名書き、筆耕、賞状書き等事務的な仕事
- 庭の草取り、空き地の草刈り等除草仕事
- 家の中の掃除や洗濯・買物等家事仕事
- 駐車場、自転車置場その他の管理仕事
- その他屋内外の軽作業の仕事

◆**入会の条件**

市内在住の、働くことができる原則60歳以上の健康な方。

◆入会の手続き

シルバー人材センター(本部・尾西支部・木曽川支部)へ説明会の参加申し込みをしてください。

◆その他

仕事を依頼するには、仕事の内容、条件等を電話にてお申し込みください。会員の中の適任者が仕事を行い、センターが責任を持って引き受けます。ただし、重いものを持つことや、高所作業等危険な仕事は、お引き受けいたしません。お支払いは、仕事が完了し、センターからの請求後に銀行振り込みでお願いします。

(3) 高齢者作業センター

原則60歳以上の方に働く場所を提供しています。

◆センターの所在地

・貴船高齢者作業センター

一宮市貴船1丁目1番20号 電話72-5966

・尾西高齢者作業センター

一宮市東五城字備前12番地 電話62-9771

◆問合せ先

(公社)一宮市シルバー人材センター

一宮市音羽1丁目5番17号 電話71-0105

(公社)一宮市シルバー人材センター 尾西支部

一宮市東五城字備前12番地 電話62-9771

(4) 高齢者生きがいセンター

原則60歳以上の方に働く場所、地域交流等の生きがい活動の場を提供しています。

◆センターの所在地

一宮市木曽川町黒田字西沼51番地

◆問合せ先

(公社)一宮市シルバー人材センター 木曽川支部

一宮市木曽川町黒田字西沼51番地 電話86-1802

3 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者等を対象とする医療保険です。加入により、それまで加入していた国民健康保険や勤務先の健康保険の資格は喪失し、後期高齢者医療制度で医療給付を受けることになります。

平成20年4月1日から開始したこの制度は、県内の全市町村で設立された後期高齢者医療広域連合が運営します。保険証等の交付、保険料の徴収、及び各種申請や届出の受付は市が行っています。

(1) 資格について

① 被保険者となる方

- ・75歳以上の方(75歳の誕生日から適用となります)
- ・65歳以上75歳未満で次に掲げる一定以上の障害がある方(加入については任意です。また、75歳に到達するまではいつでも脱退できます。いずれも申請が必要です。)

ア. 下記のいずれかの手帳をお持ちの方

- 身体障害者手帳:1～3級、音声言語障害の4級、又は下肢障害の4級の一部
- 精神障害者保健福祉手帳:1級及び2級
- 療育手帳:A判定

イ. 下記の年金等を受けている方

- 国民年金法の障害年金、障害基礎年金を受けている方
- 厚生年金法、船員保険法、国家・地方公務員等共済組合法、労働災害補償保険法等により障害の認定を受けている方で、一定の等級の方

ウ. アの手帳の交付を受けていない方やイの年金等を受けていない方で、身体の状態がア又はイと同等の方(重度の認知症の方も対象となります)

※生活保護を受けている方はこの制度の対象外となります。

② 被保険者証

被保険者に対し、個人ごとの被保険者証(カードサイズ)が交付されます。有効期間は1年(8月1日から翌年7月31日まで)です。自己負担割合も被保険者証に記載されています。

(2) 給付について

① 医療機関での一部自己負担割合

- | | |
|-------------|---------|
| 一般の方 | 1割 |
| 一定以上の所得のある方 | 2割または3割 |

・3割負担対象者(現役並み所得者)

市県民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療被保険者が同一世帯に属する被保険者で、次ページに示す3割負担判定区分に該当しない被保険者。

3割負担判定区分

事 項		基準となる金額
1	被保険者が本人のみの場合	(被保険者の収入) 383万円未満
2	1 の場合で、同一世帯内に高齢受給者証をお持ちである70歳から74歳の方がいる場合	(被保険者と70歳から74歳の方の合計収入) 520万円未満
3	同一世帯に本人以外の被保険者がいる場合	(被保険者の合計収入) 520万円未満
4	昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいて、かつ被保険者全員の総所得金額から43万円を控除した金額の合計が210万円以下の場合	

・2割負担対象者

3割負担に該当せず、かつ市県民税の課税所得が28万円以上の後期高齢者医療被保険者が同一世帯内に属する被保険者で、下に示す2割負担判定区分に該当しない被保険者。

2割負担判定区分

事 項		基準となる金額
1	被保険者が本人のみの場合	(被保険者の年金収入とその他の所得の合計) 200万円未満
2	同一世帯に本人以外の被保険者がいる場合	(被保険者の年金収入とその他の所得の合計) 320万円未満

②高額療養費

1か月に窓口で負担した医療費(保険適用分に限る)が、下に示す自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として超えた金額が払い戻されます。

自己負担限度額

負担区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税所得 690万以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 《140,100円》※1	
課税所得 380万以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 《93,000円》※1	
課税所得 145万以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 《44,400円》※1	

一般Ⅱ	18,000円または{6,000円+(医療費-30,000円)×10%}の低い方※2 (年間上限144,000円)	57,600円 《44,400円》※1
一般Ⅰ	18,000円 (年間上限144,000円)	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

※1:《 》内は、多数該当(療養のあった月以前の12か月以内に3回以上高額療養費の支給を受けた4回目以降)の場合の金額。

注)入院時の食事代、差額ベッド代など保険適用外の費用は対象外です。

※2:令和4年10月から3年間は、2割負担である方の外来診療における1か月の自己負担額について、1割負担の場合と比較した時の増加額を3,000円までに、抑える配慮措置が適用されます。

同一医療機関においては、上限額以上を支払う必要はなく、複数医療機関における自己負担額の1割負担の場合と比較した時の増加額が3,000円を超えた場合は、高額療養費として後日払い戻します。

(3)保険料について

加入者に対し、個人ごとに保険料が賦課されます。

①保険料の決め方 … 所得割額と均等割額を足したものになります。

所得割額	加入者の所得に応じて計算	料率 11.13%
均等割額	加入者1人当たりの定額	年額 53,438円

②算出方法

$$53,438円 + (前年中の所得 - 基礎控除額) \times 11.13\% \\ = \text{保険料(一人当たり賦課限度額80万円)}$$

※激変緩和措置(令和6年度のみ)

- ・(前年中の所得-基礎控除額)が58万円以下の方は、料率10.40%とする。
- ・令和6年度中に75歳に到達する方を除いて、賦課限度額を73万円とする。

③保険料の納め方

原則年金からの天引き(特別徴収)となりますが、これに該当しない場合は、市から送られる納付書にて納付(普通徴収)することになります。

(4)手続きについて

加入に当たっては、原則手続きは必要ありません。これから75歳になられる方については、75歳の誕生日の前月に被保険者証をお送りします。

また、転入や市内間の転居の場合も、住民票の異動届を提出いただくことで、後日被保険者証を郵送します。

なお、次の場合には手続きが必要となります。

- ①65歳以上75歳未満で一定以上の障害がある方が、被保険者となる場合
身体障害者手帳等、今まで加入していた健康保険証をご持参のうえ、申請してください。
なお、今まで加入していた健康保険が国民健康保険以外の場合は、別途その健康保険の運営団体(保険者)に対し、脱退の手続きが必要となります。
- ②被保険者の方が亡くなられた場合
葬儀執行人に対して、葬祭費(5万円)が支給されますので、被保険者証、葬儀が執行されたことを証する書類(会葬礼状、領収書など)、振込を希望する銀行口座の確認できる通帳など(原則葬儀執行人名義のもの)をご持参のうえ、申請してください。
- ③被保険者証を紛失、汚損した場合
再交付をしますので、本人確認のできる顔写真付きの証明書(運転免許証、パスポートなど)をご持参のうえ、申請してください。
本人確認できるものがない場合は、郵便にてお送りします。

◆申請場所

- ・本庁舎1階14・15番窓口(保険年金課後期高齢者医療グループ)
電話28-8985(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課6番窓口
電話85-8392(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課3番窓口
電話84-0006(直通)
- ・各出張所(ただし、65歳以上75歳未満の方の障害要件での制度加入手続きについては除きます。)

◆問合せ先

- 本庁舎1階14・15番窓口(保険年金課後期高齢者医療グループ)
電話28-8985(直通)

4 後期高齢者福祉医療費の助成

後期高齢者の健康保持を図るため、医療費の自己負担分を助成しています。

◆対象者

一宮市に居住する**後期高齢者医療被保険者**で、次のいずれかに該当する方

- ① 心身障害者の方
 - ア. 1級から3級までの身体障害者手帳をお持ちの65歳以上の方
 - イ. 腎臓機能障害4級又は進行性筋萎縮症4級から6級までの身体障害者手帳をお持ちの方
 - ウ. 療育手帳をお持ちの方
(ただし、A判定は65歳以上の方、B判定は75歳以上の方)
 - エ. 自閉症状群と診断された方
- ② 母子・父子家庭等医療該当の高齢者
- ③ 公費負担医療受給資格要件該当者
 - ア. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による措置入院患者
 - イ. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条・20条の規定による命令入院患者及び命令入院患者と同等の要件を有すると愛知県知事、名古屋市長又は中核市の市長が認めた方
- ④ 戦傷病者手帳をお持ちの方
- ⑤ ねたきり・認知症高齢者
介護保険法の要介護認定を受け、要介護度4又は5と認定された方であって、生活介護を受けている期間が3か月以上継続している方
(ただし、主たる生計維持者が市民税非課税の方)
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの65歳以上の方
- ⑦ 自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方

◆所得制限基準

『◆対象者』のうち、⑤の方のみ市民税非課税が要件となります。

◆受給者証の交付

〈上記の対象者①から⑥に該当する方〉

申請方法

- ・次のものをご持参の上、申請してください。
- ・申請により「㊦後期高齢者福祉医療費受給者証」を交付します。

◆申請に必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②上記対象者であることを明らかとするもの
(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など)
- ③窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

【受給者証の使い方】

◆県内の医療機関を受診される時

「後期高齢者医療被保険者証」と「㊦後期高齢者福祉医療費受給者証」を医療機関に提示してください。保険診療分については自己負担なしで受診できます。
なお「㊦後期高齢者福祉医療費受給者証」だけでは受診できません。

◆県外の医療機関を受診される時

「㊦後期高齢者福祉医療費受給者証」は使用できませんので、「後期高齢者医療被保険者証」だけで受診してください。保険診療分の自己負担額を払い戻します。
医療機関の窓口では、医療費をお支払いいただき、受診された月の翌月以降に、市の窓口で払戻しの手続きをしてください。

【払戻しについて】

◆必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②㊦後期高齢者福祉医療費受給者証
- ③預貯金通帳(ゆうちょ銀行の場合は振込用の店名・口座番号が必要です)
- ④明細のある領収書(受診日・受診者氏名・保険診療点数等が記入してあるもの)
- ⑤窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

【受給者の氏名などが変更になったときは】

氏名・住所の変更、受給者が死亡・転出のときは手続きが必要です。

◆手続きに必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②㊦後期高齢者福祉医療費受給者証
- ③窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

〈P43の対象者⑦に該当する方〉

本人指定の医療機関での通院に係る保険診療分の自己負担額が助成の対象になりますが、「㊦後期高齢者福祉医療費受給者証」は交付しません。

「後期高齢者医療被保険者証」と「自立支援医療受給者証(精神通院)」で受診してください。

医療機関の窓口では、医療費をお支払いいただき、受診された月の翌月以降に、市の窓口で払戻しの手続きをしてください。

【払戻しについて】

◆必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②自立支援医療受給者証(精神通院)
- ③自己負担上限額管理票
- ④預貯金通帳
- ⑤明細のある領収書
(受診日・受診者氏名・保険診療点数等が記入してあるもの)
- ⑥窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

◆申請場所

- ・本庁舎1階16・17番窓口(保険年金課福祉医療グループ) 電話28-9013(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課6番窓口 電話85-8392(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課3番窓口 電話84-0006(直通)
- ・各出張所(ただし、受給者証の交付申請はできません)

◆問合せ先

本庁舎1階16・17番窓口(保険年金課福祉医療グループ) 電話28-9013(直通)

5 後期高齢者医療健康診査

特定健診P187～188と同じように、生活習慣病のリスクを早期に発見し、予防するための健康診査です。

◆対象者

受診時75歳以上の方又は一定の障害がある65歳以上の後期高齢者医療制度加入者。対象となった方には、4月下旬に健康診査受診券を送付します。

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は、「保健所だより上半期」または、受診券に同封の一覧表をご覧ください。)

◆実施期間

5月1日～12月31日
(医療機関の診療時間内に限ります。)

◆検査内容

問診、身体診察、身体計測(身長・体重・BMI)、血圧測定、血液検査(脂質検査、血糖検査、肝機能検査、腎機能検査)、尿検査

一定の基準の下、医師が必要と認めた場合は、貧血検査、血清クレアチニン検査、心電図検査、眼底検査を実施します。

◆料金(自己負担金)

無し

◆持ち物

- ・後期高齢者医療被保険者証(保険証)
- ・後期高齢者医療健康診査受診券
- ・問診票(健康診査受診券に同封した用紙)
- ・健康手帳(お持ちでない方は、受診する協力医療機関でお渡しします。)

◆その他

受診する協力医療機関によっては、各種のがん検診を無料で同時受診できます。

◆問合せ先

本庁舎1階 保険年金課(庶務グループ) 電話28-8669(直通)

6 高齢者の予防接種

(1) インフルエンザ予防接種

毎年、冬になると風邪が流行します。なかでも、インフルエンザは人にうつりやすく、かかると突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、のどの痛み、咳、鼻水など、全身に症状が現れます。特に65歳以上の方がかかると、肺炎などの合併症を引き起こし、死に至ることもありますので、十分な注意が必要です。

市では、65歳以上の方を対象にインフルエンザの予防接種を実施しています。この予防接種は受けなければいけないという義務はありませんので、本人が希望される場合に限って接種します。予防接種の必要性や副反応について十分に理解したうえで接種を受けましょう。

◆対象者

一宮市民で接種時に次のいずれかの条件を満たす方(希望者のみ)

1. 65歳以上の方
2. 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障害、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方(身体障害者手帳1級をお持ちの方、またはそれに相当する方)

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は「市ウェブサイト(ページ ID1001246)」、「保健所だより」をご覧ください。)



◆実施期間 10月15日～1月31日

◆接種回数 1回

◆持ち物

マイナンバーカードなど、年齢と一宮市に住民票があることがわかる公的なもの。
※ただし、対象者の2に該当する方は、身体障害者手帳の写し、または、障害の程度を証明できる医師の診断書が必要です。

◆料金

1,500円

※ただし、生活保護世帯の方は料金が無料になりますので、事前に市生活福祉課に申し出をしてください。

(2) 肺炎球菌予防接種

◆対象者

一宮市民で接種時に次のいずれかの条件を満たす方(希望者のみ)

1. 65歳の方(65歳の誕生日前日～66歳の誕生日前日まで)
2. 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障害、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方(身体障害者手帳1級をお持ちの方、またはそれに相当する方)

※ただし、実費での接種も含め過去に一度でも当該予防接種(23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)を受けた方を除きます。

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は「市ウェブサイト(ページ ID1001245)」、「保健所だより」をご覧ください)



◆実施期間

4月1日～3月31日

◆接種回数

1回

◆持ち物

案内ハガキ(65歳になる誕生月の翌月上旬に送付します)、マイナンバーカードなど年齢と一宮市に住民票があることがわかる公的なもの

※ただし、対象者の2に該当する方は、身体障害者手帳の写し、または障害の程度を証明できる医師の診断書が必要です。

◆料金

2,000円

※ただし、生活保護世帯の方は料金が無料になりますので、事前に市生活福祉課に申し出をしてください。

(3) 新型コロナウイルス感染症の予防接種

新型コロナワクチンの全額公費による接種は2024(令和6)年3月31日をもって終了しました。今年度からは、65歳以上の方などを対象に新型コロナウイルス感染症の予防接種を実施します(自己負担あり)。この予防接種は受けなければいけないという義務はありませんので、本人が希望される場合に限って接種します。予防接種の必要性や副反応について十分に理解したうえで接種を受けましょう。

◆対象者

一宮市民で接種時に次のいずれかの条件を満たす方(希望者のみ)

1. 65歳以上の方
2. 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障害、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方(身体障害者手帳1級をお持ちの方、またはそれに相当する方)

◆実施場所

未定(5月31日現在)

※最新の情報を市ウェブサイトなどでご確認ください。

◆実施期間

秋冬に実施予定(5月31日現在)

※最新の情報を市ウェブサイトなどでご確認ください。

◆接種回数 1回

◆持ち物

マイナンバーカードなど年齢と一宮市に住民票があることがわかる公的なもの

※ただし、対象者の2に該当する方は、身体障害者手帳の写し、または、障害の程度を証明できる医師の診断書が必要です。

◆料金

未定(5月31日現在)

※最新の情報を市ウェブサイトなどでご確認ください。

◆問合せ先

保健所 保健予防課(保健予防グループ)

インフルエンザ・肺炎球菌の予防接種 電話52-3854

新型コロナウイルス感染症の予防接種 電話72-0567

7 日常生活自立支援事業（P149にも記載有）

判断能力が十分でないため、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などに不安のある方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類などの預かりを行い、地域で自立した生活が送れるように支援します。

◆対象者

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でない方

◆援助の主な内容

・福祉サービスの利用援助

さまざまな福祉サービスの利用に関する相談・情報提供や利用料の支払い手続き、福祉サービス利用に関する苦情解決制度の利用手続きなどをお手伝いします。

・日常的な金銭管理サービス

公共料金や医療費、税金などの支払い手続きと生活に必要な預貯金の出し入れをお手伝いします。

・書類などの預かりサービス

銀行の貸金庫などで通帳や証書、実印などの大切な書類をお預かりします。

◆利用料

1回1,200円（生活保護受給者は無料）

書類などの預かりサービスは月額250円

※ただし、書類などの預かりサービスのみの利用はできません。

◆問合せ先

社会福祉協議会本部（地域福祉グループ） 電話85－7024

8 車いすの貸出事業

肢体不自由者などに対して、車いすを貸出することにより、通院や旅行などの一時的な外出を支援します。

◆対象者

身体に障害がある方、または傷病などで一時的に必要な方

◆利用料 無料

◆貸出期間 1か月以内

◆問合せ先

- | | |
|----------------------|-----------|
| ・社会福祉協議会本部(総務管理グループ) | 電話85-7024 |
| ・社会福祉協議会尾西支部 | 電話63-4800 |
| ・社会福祉協議会木曾川支部 | 電話87-2000 |